

医療機関において「インフルエンザ」と診断された場合は、法律の規定により出席停止となります。
登園される際は、この治癒報告書を提出して下さい。

治癒報告書は、医師の指示を受け療養期間を確認し、保護者が記入して下さい。
「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則により、「発症した後5日
を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」と定められていて、保育園も
これに準じています。

この用紙は保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

治癒報告書

組

園児氏名

下記疾患は、治癒していることを報告いたします。

疾患名	インフルエンザ A ・ B (○印をお願いします。)
発症日(熱が出た日)	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
治癒の根拠 (該当する番号に○)	1. 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過した。 (解熱日 月 日) 2. 医師の指示 (療養期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

※裏面の発症当日から解熱表の記入もお願いします。

年 月 日より登園させます。

保護者氏名

保育所におけるインフルエンザの出席停止期間の考え方

インフルエンザ発症後、登園可能になるには、下記の2つの条件を両方満たさないとはいけません。

①解熱後3日が経過していること

②発熱後5日が経過していること

発症した日は、発熱の症状が現れた日です。発熱が始まった日は0日目と考え、数には入れません。翌日からを発症第1日目と考えます。

例	発症日	← 原則として5日間は登園不可 →								
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱した 場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目			登園可能		
発症後 2日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		登園可能		
発症後 3日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能		
発症後 4日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園 可能	
発症当日から解熱表(保護者記入欄)										
発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目		
○ 発熱 ・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	発熱・解熱	
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	

※保護者の方は、上記の表を参考にして、上段に発熱・解熱のどちらかに○を付け、下段に日付をご記入下さい。それをもとに、**治療報告書**の記入をお願いいたします。

一人一人が停止期間(症状が続く期間)をしっかり休むことによって流行、拡大を食い止める効果があります。一度に多くの方が感染すると免疫機能の弱い乳幼児や高齢の方、持病のある方が重症になる確率が上がります。さらに、働き手のお父さん、お母さんが活動できなくなる、など社会機能にも影響します。